

令和4年3月教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和4年3月29日（火） 開会 午前10時00分
閉会 午前11時20分

2 場 所 旭市役所3階政策決定室

3 出席委員 諸持 耕太郎（教育長）
鏑木 俊一（教育長職務代理者）
鈴木 典男
富山 理
平野 勝久

4 出席職員

教育総務課長	杉本 芳正
学校教育指導室長	齊藤 実
生涯学習課長	伊藤 弘行
体育振興課長	柴 栄男
教育総務課副課長	多田 仁
教育総務課副課長	中川 浩
生涯学習課副課長	飯田 武也
生涯学習課副課長	加瀬 美智子
体育振興課副課長	寺嶋 和志
教育総務課総務班副主幹	田中 有希子

5 教育長開会宣言

6 教育長挨拶

- ・先日、小中学校とも無事に卒業式を終えました。教職員の人事異動も伝達され、新年度に向けた諸準備が進められております。
- ・委員の皆様方にはこの一年間、学校訪問を始め定例会での質疑や様々な提言等、誠にありがとうございました。おかげさまで、大綱や指針に掲げた目標に向かって、各事業が順調に進められてきたものと思っております。
- ・本日は、議案が9件ございますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

7 会議録署名委員の指名 富山 理委員 平野 勝久委員

8 教育委員会報告

- ・資料により委員会報告及び行事予定を説明する。

9 議案

- 議案第29号 押印の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則の制定について
- 議案第30号 押印の見直し等に伴う関係教育委員会告示の整備に関する教育委員会告示の制定について
- 議案第31号 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第32号 令和4年度旭市教育行政の運営に関する基本方針の制定について
- 議案第33号 旭市地域学校協働本部設置要綱の制定について
- 議案第34号 旭市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
- 議案第35号 社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第36号 旭市地域学校協働活動推進委員の委嘱について
- 議案第37号 課長の任免について

【教育長】

- ・議案第29号から議案第35号を議題とする。
- ・提案理由を求める。

【教育総務課長】

- ・議案第29号から議案第31号について、提案理由を説明する。

【学校教育指導室長】

- ・議案第32号について、提案理由を説明する。

【生涯学習課長】

- ・議案第33号と議案第34号について、提案理由を説明する。

【体育振興課長】

- ・議案第35号について、提案理由を説明する。

議案第29号 押印の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

- ・議案第29号については、全会一致で可決する。

議案第 30 号 押印の見直し等に伴う関係教育委員会告示の整備に関する教育
委員会告示の制定について

《質疑》

【委員】

- ・ 8 ページの変わった部分が「署名又は記名押印」となってます。署名と記名の違いは、署名は自分で書いたもので記名はパソコンなどでもいいのかと。その場合は押印するという意味ですか。

【教育総務課長】

- ・ 委員のおっしゃる通りです。

【委員】

- ・ 今回の改正で、ほとんどの様式は押印を廃止するようですが、請願書については署名か記名押印となって、その他はパソコンで作成しても印は必要ないということでしょうか。

【教育総務課長】

- ・ 結構です。
- ・ 議案第 30 号については、全会一致で可決する。

議案第 31 号 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を
改正する告示の制定について

《質疑》

【委員】

- ・ 10 ページで、小学校 1 年生の学用品費と小学校就学予定者の学用品費で金額が上がっています。前回も説明があったと思いますが、今一度説明をお願いします。

【教育総務課長】

- ・ 1 月の定例会で説明させていただきましたが、令和 3 年度中に令和 4 年度の就学予定者に支給するため、令和 4 年度の支給額に改正させていただきました。令和 3 年度の 1 年生と金額が異なるため、二段となっております。今回の改正は、小学校 1 年生と小学校就学予定者の金額を、いずれも 54,060 円とするものです。

【委員】

- ・書類のほうで、要保護及び準要保護の支給申請書があって、この申請書に学用品費が欲しいとか、オンライン通信費が欲しいとか一緒に申請するのですか。書類が一つ一つ別になっているのでしょうか。

【教育総務課長】

- ・申請書に項目がありますので、該当するものについて学校でチェックして申請します。
- ・議案第31号については、全会一致で可決する。

議案第32号 令和4年度旭市教育行政の運営に関する基本方針の制定について

《質疑》

【委員】

- ・先ほどの説明の中で3Sが削除とありましたが、その理由は何ですか。

【学校教育指導室長】

- ・次年度の3Sの活動について確認したところ、次年度は休止すると回答をいただきましたので削除しました。

【委員】

- ・休止というのは、各学校が決定したのですか。

【学校教育指導室長】

- ・事務局が1年間休止すると決定しました。

【委員】

- ・事務局は存在するのですね。

【学校教育指導室長】

- ・そうです。
- ・議案第32号については、全会一致で可決する。

議案第33号 旭市地域学校協働本部設置要綱の制定について

《質疑》

【委員】

- ・ 1 つ目は、地域学校協働活動推進員ですが、括弧して地域コーディネーターとしてますが同じですよ。旭市としては地域学校協働活動推進員と言うのか、地域コーディネーターと言うのか、2 つ名前があるわけですよ。ここには、括弧して書いてありませんが、次の議案第 3 4 号のほうは、第 1 条に地域学校協働活動推進員（以下「地域コーディネーター」という。）となっています。この条項は構わないと思いますが、具体的にはどちらを使うのか。ある学校は地域学校協働活動推進員と呼んで、ある学校は地域コーディネーターと呼んで、その辺を市として法規上ではなくて、呼び方を統一する必要はないのですか。

もう 1 つは、第 3 条の 2 で「協働本部に本部長を置き」と書いてあります。これが 1 つまた増えてますけど、本部長の仕事はここに書かれていませんが、本部の最高責任者になるのか。会議を招集するとあるが、地域コーディネーターが本部長になれば問題ないが、もし違う人がなった場合、その 2 人の関係はどうなるのか。地域コーディネーターは、本部長にその都度報告しなければならないのか。そうなると、かなり複雑になってくると思います。地域コーディネーターは独自でできると思っていたので、その辺を教えてください。

【生涯学習課長】

- ・ 地域学校協働活動推進員と地域コーディネーターについてですが、要綱や委嘱状など公的な文書では地域学校協働活動推進員を使用し、地域コーディネーターは略称として使用します。

【委員】

- ・ 学校で言う場合は、どちらを使いますか。

【生涯学習課長】

- ・ 通称で地域コーディネーターと言ってもらったほうが、ほかでも使っていますので、そちらのほうが良いと思います。
- ・ 本部長ですが、本部会議の議長になっていただき、会議を進行していただきます。

【委員】

- ・ その他にはないのですね。ということは、地域コーディネーターにある程度権限を任されているということですか。大きいことは相談すると思いますが、細かいことは地域コーディネーターが独自でやっていいのか。

【生涯学習課長】

- ・その通りです。

【委員】

- ・地域コーディネーターが本部長になれば、問題ないと思いますが。

【生涯学習課長】

- ・どちらでも構いません。5校に本部を設置する予定なので、各学校の特性を考慮しながら地域コーディネーターの役割や本部長を決めていただければと思います。
- ・議案第33号については、全会一致で可決する。

議案第34号 旭市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

《質疑》

【委員】

- ・17ページの第4条に地域コーディネーターの仕事が書いてあります。以前の会議でいただいた資料には、活動の企画、立案もあったと思います。ここには入っていませんが、それはやらなくなったのですか。

【生涯学習課長】

- ・14ページの第2条、協働本部の役割のほうへ入れることとしました。
- ・議案第34号については、全会一致で可決する。

議案第35号 社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- ・議案第35号については、全会一致で可決する。

【教育長】

- ・議案第36号と議案第37号を議題とする。
- ・議案第36号は、人事案件であるため「旭市教育委員会会議規則第8条第1項第3号」の規定により、議案第37号は、任免事項であるため「同規則第8条第1項第1号」の規定により、非公開とする。
- ・全会一致で非公開と決定し、該当委員及び該当課長の退席を求める。

〈これより非公開〉

議案第36号 旭市地域学校協働活動推進委員の委嘱について

- ・議案第36号については、全会一致で可決する。

議案第37号 課長の任免について

- ・議案第37号については、全会一致で可決する。

〈非公開を解く〉

10 その他

【教育総務課長】

- ・旭市議会第1回定例会一般質問7件について報告する。
 - ヤングケアラーについて
 - ・ヤングケアラーの現状について
 - ・ヤングケアラーに対する対策について
 - 市内小中学校のタブレット学習の運用について
 - ・運用スケジュールについて
 - ・今後の具体的な運用の仕方について
 - グリーンベルトの路側帯から更なる安全対策について
 - ・シルバー人材等の活用について
 - 令和3年旭市通学路要対策94個所の1月18日以降の進捗状況について
 - ・進捗状況と今後の事業計画について
 - 「子ども110番」について
 - ・現在のボランティア数について
 - ・連携のあり方について
 - 学校給食費の無料化について
 - ・現在、3人目以降の子どもだけが給食費無料ですが、新型コロナ支援対策として6か月間、旭市独自の政策で無料にしています。コロナ後も無料にできるはずです。市長も選挙の公約に掲げた課題です。
 - 子育て支援について
 - ・入学祝金の支給について
 - ・サイズが合わなくなった体操服等の再利用「おさがりシステム」について
 - ・学校給食費の完全無償化について

【生涯学習課長】

- ・一般質問1件について報告する。
 - 「全世代に対応した文化・スポーツの充実を図る」について
 - ・具体的に取り組んでいることについて

- ・進捗状況について
- ・成果と課題について

【体育振興課長】

- ・一般質問2件について報告する。
 - 「全世代に対応した文化・スポーツの充実を図る」について
 - ・具体的に取り組んでいることについて
 - ・進捗状況について
 - ・成果と課題について
 - 「旭二中生・若者世代・シニア世代の活動場所」について
 - ・借用料金を減免する等の対策について
 - ・スケートボードを行える施設について

【教育総務課長】

- ・令和3年度末旭管内教職員等人事異動一覧を配布する。
- ・令和3年度教育奨励賞受賞者一覧を配布する。
- ・令和4年度旭市内入学式出席者一覧を配布する。
- ・学校教育指導室だより「かけはし」を配布する。
- ・ICT教育通信を配布する。
- ・給食だよりを配布する。
- ・令和4年度からの英語検定料補助について説明する。

【学校教育指導室長】

- ・教育活動の現況について報告する。
 - ①新型コロナウイルス感染症関連
 - ②ICT教育関連・・・ICT支援員との学校訪問記録

【生涯学習課長】

- ・令和4年度旭市社会教育実施計画について説明する。
- ・令和4年度旭市生涯学習ガイドを配布する。

《質疑》

【委員】

- ・おさがりシステムのことですが、今体操服が業者から届かない状況があると聞きましたが、どうですか。

【学校教育指導室長】

- ・学校からは、そのような報告は受けていません。

【委員】

- ・ 4月1日から成人年齢が18歳になります。高校ではかなり前から指導をしているようですが、これから予想される問題がかなりあるということで、中学校の段階で指導をしたほうがいいのではという意見もあります。国からそのような話がありますか。

【学校教育指導室長】

- ・ 社会科の公民の授業などで、教科担当が触れていました。

【委員】

- ・ 活動状況報告の新型コロナウイルス感染症関連のことで、最近毎日のように児童生徒の感染報告がありますが、子どもたちの容体はどうなんでしょうか。ケアできているのですか。

【学校教育指導室長】

- ・ 子どもたちへのケアということで、学習面のケアと生活面のケアが学校としてはできると思います。タブレットを利用したオンラインでの定期観察は、学校によっては取り組んでいます。令和4年度には、多くの学校で可能になるかと思います。自宅待機期間、あるいは保健所から指示されて、治癒した場合はいつから登校していいということで、ほとんどの生徒はその期間内で登校が再開しているかと思っています。重症になって休んでいるという報告は受けていません。

【教育長】

- ・ 次回の教育委員会定例会は、4月15日（金）午前10時00分に開会することに決定する。

1 2 教育長閉会宣言